

令和7年度「青森港 暮らしのマルシェ」出店に関するガイドライン

【青森港 暮らしのマルシェ】

農林水産物の販売促進、観光誘客、地域経済の活性化を図る地域資源を活用した、青森市の魅力を全国に発信する新たなプロモーションとして、青森市協力のもと民間が立ち上げた青森地域資源活用プロモーション実行委員会にて運営するプロジェクト事業です。

青森港新中央埠頭・柳町通り・本町公園・青森市役所本庁舎にて、暮らしを支え多様な価値観を創造する「青森港 暮らしのマルシェ」として、3年後の定期開催を目指し今年度から社会実証実験として開催します。

1.出店者について

- (1)「青森港 暮らしのマルシェ」のコンセプトに合った出店者として実行委員会に選考された方
- (2)学生の出店を歓迎しております。ただし、監督者の登録が必要です。
- (3)パフォーマンスでの参加は無料になります。詳細については出店申込の際ご相談ください。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用する者は出店できません。

＊事前に「青森港 暮らしのマルシェ」ホームページなどで出店者紹介を行います。

2.出店場所について

出店場所は実行委員会事務局にて事前に決めさせていただきます。お申し込み時にご希望を伺いますが、希望者多数の場合はご要望にお応えできない場合もあります。

3.出店内容について

農林水産物・特産品販売、飲食販売、伝統工芸品・ワークショップ、クラフト販売・ワークショップ、古道具・書籍販売、演劇・ダンス・音楽アートパフォーマンスなど。

その他、実行委員会が妥当と判断させていただいたもの。

4.厳守事項について

以下の事項は、本マルシェにおける厳守事項です。

いずれかに違反された場合は、主催者の判断により即時退去していただくことがあります。その際、出店料の返金には一切応じかねます。

また、以下の事項に関連して発生した事故・トラブルなどについては、すべて当事者の責任とし、主催者は一切の責任を負いません。

- (1)会場内での政治活動、宗教の勧誘、連鎖販売取引、その他事務局が不当と判断した出店は認めません。
- (2)来場者及び出店者間での傷害等暴力行為があり、開催が難しくなった場合、青森地方裁判所に申し立てをし、当事者に対して損害賠償を請求します。
- (3)食中毒が発生した場合は主催者に報告し、指示に従ってください。衛生管理には十分注意をお願いします。
- (4)品物の販売に必要な法律等に係る表示を適正に行ってください。
- (5)品物の販売に必要な法律等に係る許可・届出を証するものを必ず店頭に掲示してください。
- (6)出店物等の先送りや保管は出来ません。
- (7)出店物の搬入・設営・撤去の準備は指定された時間内に各出店者で行ってください。

- (8)商品の展示・管理・対応・販売は各出店者で行ってください。
- (9)自店で飲食したお客様用のゴミ袋及びゴミ箱を設置し、そこへ捨ててもらうようお声掛けをお願いします。
- (10)自店が出たゴミは必ずご自身でお持ち帰りください。
- (11)電源の貸出はありません。発電機の使用は自己責任のもとご自身でご用意ください。
- (12)イベント期間中エリア内は禁煙となります。
- (13)青森港新中央埠頭エリアは、海風が他のエリアより強い傾向にあります。そのためタープテント等を使用の際は、3m×3m 1張りにつき100kg以上のウエイトに相当する強度でしっかりと固定してください。そのほかのエリアについても、ご自身で風対策に留意してください。
- (14)排水・廃油等は各自で持ち帰り処分してください。くれぐれも会場内にある施設（青森港新中央埠頭ターミナルビル、公園、青森市役所本庁舎など）に排水はしないでください。
- (15)調理を行う場合は、テント下に養生シートを敷き汚損しないように努めてください。万が一傷や汚れをつけた場合は、速やかに事務局に報告し、事務局の指示に従い原状回復に努めてください。
- (16)火気器具を使用する場合は申請時にお知らせください。実行委員会が取りまとめ、消防署に「露店等の開設届出書」を提出します。また、消火器（粉末ABC消火器）を1本以上準備し、消防署の指導を遵守してください。
- (17)出店者用駐車場は、実行委員会で準備します。実行委員会が許可した場所以外への駐車（違法駐車など）はしないでください。
- (18)駐車場内での事故・トラブルについては、実行委員会では一切の責任を負いません。

5.アンケートにご協力をお願い

マルシェ終了後、アンケート（売上申告、運営へのご意見等）を実施しますので、ご協力をお願いします。

6.開催中止について

以下の内容で中止となる場合は、出店者へお知らせします。開催予備日はありませんので予め了承ください。(中止の場合は、出店料の返金をいたしません)

- ・開催日直前に災害による被害が会場で発生し、開催困難な状況の場合
- ・自治体や警察から緊急事態が宣言され開催が困難な場合
- ・台風・強風等自然災害で被害が及ぶおそれがある場合
- ・時間雨量が20mmを超える予報の場合(大雨警報レベル)
- ・風速が15mを超える予報の場合(暴風警報レベル) ＊青森港新中央埠頭に関しては実行委員会の判断により中止となる場合があります。
- ・前線が近づいており気圧の谷が青森市付近にある場合(自治体や施設管理者に従う)
- ・青森地方気象台が震度5弱以上を観測及び津波注意報を発表した場合
- ・停電や市内の交通レベルの低下(液状化等)と市民生活への影響(物資の不足等)がでている場合